

住民投票制度に関する有識者懇談会 傍聴者アンケート
第1回実施分（令和5年7月4日開催） 自由記載欄
【傍聴者52名】

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 自治基本条例の意義が不明。
- ・ 「条例反対の意見は市外の人が多い」という委員の意見は誤り。保守的な意見に影響を受けているというのも偏った見方だと思う。また、委員が「住民投票はパブコメのようでもいい」「外国人だけの住民投票をやってもいい」という意見は全く理解できず、今後大きな波紋を呼ぶと思う。
- ・ そもそも住民投票条例の趣旨・目的は？というところから議論をスタートさせようという考え方は大いにGood!
- ・ 論点の相互関係をきちんと捉える必要Good!
- ・ なつかしい方に会えました。まさか委員になっているとは…。自治基本条例の19条から改正するのはやめて欲しい。
- ・ とても興味深い議論でした。市民参加の武蔵野市の住民として、どうかかわっていくかを考えさせられます。
- ・ 19条の改正も含めてという意見があったが、その通りであると考えている。常設型、拘束型等、住民投票の根本的なところから自由な意見を出して欲しい。
- ・ 寿命のつきた住民投票制度を今から議論する事が理解できない。重要争点で東京都管内で制度が作られてから使われた事（実績）が1件もない現実をどう思っているのか？
- ・ 住民投票条例はやはり必要ないのでは？と誤ってしまいました。二元代表制のところ、それを強く感じました。
- ・ 話をきいて、ムジユンする制度だと再認識しました。そして、再度分断と混乱が発生する予感しかありません。不要な条例だと思います。
- ・ 住民投票制度の法的拘束力について
- ・ 住民投票の対象者について（投票権）
- ・ 住民投票の発議条件の厳密化について
- ・ 今後の外国人住民と住民投票制度がもたらす社会的・政治的变化について
- ・ 議会の代表制を改めて評価したい。
- ・ 住民投票条例の必要性に言及されていたが、その点をもっと論議して欲しかった。
- ・ 自治基本条例第19条を前提にするが、条文の解釈や文言の改正も含めての議論を進めて良いとの事務局発言。
- ・ そもそも住民投票条例の目的は何かとの委員の発言。
- ・ 前回の条例案の否決に対して、市内の市民の声というよりは市外の声に影響されたとの委員の発言！
- ・ 住民投票権と参政権は同じだという意見もあるので、どこが同じでどこが違うか整理するとよい、

という提案。

- ・ 住民投票はパブコメに近いものだから、18才以下も外国籍市民も、という考えに共感した。
- ・ 4分の1を条件にするかという議論も必要だと思う。
- ・ 常設型住民投票制度は、議会の議決不要であることに大きな意義があると思っていました。(市長も議会も動いてくれない時に使う。武蔵野市で言うと、中学校給食が、市長が変わるまで実現しなかった例)なので、議会の関与を追加すべき、という意見が議会から出ていることが大変意外でした。意味がわかりません。次回、解説して欲しいです。
- ・ 会議の開始前に、事務局の職員に、キンキン声でくっつかかっている男性がいました。とても不愉快でした。やめて欲しいです。ああいうのは、市民参加とは言わないと思います。勘違いしていると思います。
- ・ 19条1項と2項の住民投票は全く異なるものと理解できた。1項は必要的投票条例事項で議会関与は不要。2項は議会の事前協議或いは事前決議も含め、個別設置型に近いものとして議論が必要。この場合、投票権者や投票ルールは公選法同じにすることで混乱や分断は防止できると思料。
- ・ 自治基本条例19条の改正や常設型にこだわらないという議論も、今後されていくなら非常に興味深いと感じました。
- ・ 外国籍住民については、それぞれの出身国又は地域、言語、宗教、文化、慣習など区々であり一括りに外国人と大括りに捉えるのはかえって不具合が生ずる。例えば、中国出身の方とウイグル地域出身の方や、トルコ国出身のトルコ人とクルド人など。委員の方が言うように住民投票とパブコメが同じようなものなら、外国籍住民の方々には自治基本条例15条のアンケート、意見交換会、パブコメを行うことで十分に多様な外国籍住民方の意見を聞き取ることが可能だし、住民投票よりはるかに適した方法だと考えられる。多種多様な外国籍住民方への住民サービス検討を目的とするのであれば、アンケート、意見交換会、パブコメのあり方についても有識者懇談会で検討願います。やはり目的や趣旨を明確にしていくことは極めて重要だと思いましたので。
- ・ 自治基本条例第19条の改正をも議論の俎上に載せたこと。
- ・ 住民投票はパブコメと同じ、との有識者発言が特に印象に残りました。市は外国籍住民に対して、在留資格別、在留期間別に言語、宗教なども肌理細かく区分して、アンケートやパブコメを実際実施してほしい。最少経費で最大効果を住民福祉の増進の為に上げることが地方自治法上も要請されています。住民にとって意味のない条例制定はやめて下さい。公選法と全く同じ投票権者とルールでいいのではないですか。
- ・ 委員の発言「前回否決された際には市外の方が多数押し寄せ、それに触発されて反対ムードが強まってしまった」との発言は違和感を感じます。委員ご自身も武蔵野市民の様ですが、実際に市民の反対の声が多数上がっていた事を無視して、ご自身の印象だけでコメントするのはやめて頂きたい。
- ・ 委員の「市外から来た人が騒いだ」という趣旨の話をされたが、市民からの署名、反対意見、陳情の資料も説明も一切なく、委員がそのような間違った認識を持っているなら正していただきたい。懇談会の経緯説明会時に十分すべき話題であったと思う。次回修正していただくようお願いいたします。
- ・ 住民投票がパブコメと同じようなものと言う意見、同じならパブコメで十分ではないか。

- ・ 外国人に限定したものを設置するという意見、住民投票にする必要はなくアンケートで十分だと思う。
- ・ 委員の「市内の反対ではなく市外の反対がポツと出て議論が触発された。保守的な人たちの影響を色濃く受けてしまったという印象だ」という発言は、市内在住でありながら状況認識が甘く印象操作に感じる、委員として不適任ではないか。
- ・ 住民投票制度設置の元になっている自治基本条例第19条に関する意見、論点としてもっと話し合われていいと感じるが、なぜ流されてしまって取り上げないのか。
- ・ 住民投票条例を作る目的
- ・ どの発言も興味深いが、
 1. 議会が関与する実施必須型住民投票制度とは？
 2. 要件を厳格にして常設型住民投票制度との考え方に?請求要件4分の1は重すぎる。絵に描いた餅になる。
 3. 請求対象事項の議論を綿密に、ネガティブリストの各号を具体的に示して欲しい。
 4. 外国籍住民の資格について私は賛成だが、丁寧な多方面の検討をお願いします
 5. 選挙権、参政権、投票権の違いを明確にして下さい。
- ・ 事務局の経緯説明等も、賛成・反対いずれの立場に寄りすぎることなく非常にフェアな説明であり、また先生方も極力ニュートラルに状況を理解・整理し、「有識者」としてどういう議論をしていくかにフォーカスしていただいたと思います
- ・ その中で、やはり委員の発言は非常に心外でした。ここだけが唯一残念でしたし、結果的に「偏向している」との印象を一部市民に与えてしまったと思われ、何を意図された発言かは不明ですが、住民投票条例の議論を包括的にすすめていく、という観点からの評価では、マイナス作用しかなかったと思われ。 (この発言を議事録等でどう取り扱うか。訂正等をするか、はつとめて先生のご判断かと存じますので、自分としては、この発言は残念であり、そしてマイナスだった、といことだけ申し上げたいと思います)
- ・ また、一部の市民の方から、署名等への言及がなかった、等の指摘もありましたが、こういう事実ベースのコメント・意見・苦情等は、次回会合でもいいので、極力吸い上げた方がいい (例:事務局から補足説明する、等) かと存じます。事務局としてはできる限りでオープンかつニュートラルなスタンスで取り組もうとしている、という姿勢は、たとえ最後まで結論が相いれない相手であっても、議論やコミュニケーションの向上に必ず資すると思います (端的には、執行部への信頼に関わってくるポイントであり、少しでも多くの市民からの信頼は、もらって損をすることはないかと思われ。)
- ・ 学識者は無責任な話は不愉快だった。「憲法、法律がどう書いていようが条例で定めようと言う人はいないのか、憲法法律に違反しているかどうかは別途議論すれば良い」という委員がいたが、論外。コンプライアンス遵守にそぐわない左翼学者先生は、武蔵野市を実験材料にでもしたいのか? 移民問題で内戦状態にある欧州の状況を直視した方がいいと思う。時代遅れの議論は地域の安全を損う。無責任な学者だという印象が強く残った。
- ・ 19条3項の「尊重する」という表現が使用されるということは、実質的に拘束力がある、と認識されるとの意見が殆どだった。こうしたことから、制度設計はこのことを踏まえる必要がある。外

国籍住民についてはパブコメやアンケートで対応すべきだと感じた。

- ・ 参政権と投票権の整理
- ・ 19条の解釈の幅
- ・ 住民投票の重さ(パブコメ的なものか、伝家の宝刀的なものか)
- ・ 外国籍の対象範囲(在住資格により外国人名簿を作り直せるのか、システム改修の話)
- ・ 常設型にするにあたり、議会の関与の取り扱いについて。
- ・ 自治基本条例19条の解釈に幅があり、議論が必要との指摘と改正しても良いとの意見。
- ・ そもそも住民投票の必要性が曖昧。
- ・ 非拘束としながらも、尊重という言葉と効果について。
- ・ 住民投票はパブコメと考へ、事案によっては、外国人だけの住民投票があっても良いとの意見があった。抽象論だけでなく、川口市での外国人同士の騒乱や、フランスでの騒乱など現実起きている事態も想定した方がよい。今日の議論へ非現実的すぎると思いました。住民投票は公選法も有権者とするべきだと考へる。外国人はアンケートで対応すべきだと考へる。
- ・ 本日の懇談会の終盤に、「二元代表制との関係」という論点について、座長から疑義が示され、若干の意見交換がなされましたが、是非、次回の懇談会において、以下の項目について議論を深めて頂きたいと思いました。
 - 1) (日本における)「常設型住民投票制度」とは、比較行政学(ないし比較政治制度論)的見地からすれば、直接民主政を促進するための制度手法の一つである「イニシアティブ」を具体化したものと理解するべきではないのか?
 - 2) 1)を前提とするならば、「レファレンダム」と「イニシアティブ」は、いずれも「直接民主制」を促進するための制度手法である点では共通していても、それぞれの制度目的は異なっており、別個の制度として扱わねばなりません。そうでなければ、議論は混乱し、不毛なものとなりかねません。
 - 3) そのうえで、日本の地方自治は「二元代表制」の枠組みで推進されていること、またその立法プロセスにはどのような特徴があるのかを、正確に確認することは、大変重要であると考えます。
- ・ 懇談会の中の議論で、日本の地方自治は「大統領型」であるというような指摘がありましたが、正直、雑駁な印象をもちました。
- ・ (日本の)自治体における立法プロセスの実態は、大半の議案を行政側が発案し、議会アジェンダの主導権も(実質的には)行政の長にあること、さらに、議会に不信任議決の権限があることと行政の長に議会解散権があることを踏まえれば、米国型の二元代表制とは異なる、言ってみれば「議院内閣制」に類似した制度設計になっている点を前提に、議論を進めねばなりません。
- ・ まさに、代表制デモクラシーの理念に基づいて設計されている日本の地方自治の二元代表制において、レファレンダムおよびイニシアティブ、さらにはアジェンダ・イニシアティブの制度をどう活用していくのかという観点から、本質的な議論を、ぜひ行っていただきたく存じます。
- ・ 最も印象に残ったのは、委員の「市内は反対でない」という発言。市内で反対でなかったものが、最終的に議会で否決されたのか強い疑問を持つ。私は5千人を超える署名が集まったことや4月に行われた統一地方選挙の結果を見て、民意は「反対」にあったと考へている。統一地方選挙の

結果は、明らかに住民投票条例案に賛成した立憲民主党の候補者の得票数がその前の統一地方選挙と比較して減少し、反対した自民党の候補者の得票数が増えた。委員の発言は事実ではないと考える。

○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ 次回以降、必ずオンライン配信をしてほしい。また住民が参加できるよう、土日開催もしてほしい。
- ・ 本日の資料2の8P一番下段「実施の要件を厳しくした上で…」というのは、議会の議決を経ないことへの気づかいなのだろうが、そういう Give&Take のような発想は良くないと思う。そして大筋それを踏襲との事務局発言は少し納得しがたい。
- ・ これだけたくさん傍聴人がいたという事実にも価値がある。
- ・ 今回の資料に自治基本条例の条文があると、19条と住民投票条例案との関係がより分かりやすいのにと思いました。
- ・ 事務局の方、ありがとうございます。
- ・ ぜひ YouTube でネット配信を！！
- ・ 自治基本条例・懇談会についてのコメントに対しては私的な思いが入っているととれる発言に聞こえた。懇談会の意見はあまりふりかえらなくても良いのではないかと考える。
- ・ もう少しスムーズにすすめられたら良かったと感じました。
- ・ 委員が、市民よりも市外の方が反対の声を上げていたという話をされていました。それは事実と異なります。市民も市外の人も反対の声を多くあげていました。ミスリードしないで下さい。市内は明らかに分断され、混乱していました。
- ・ テーマによって他市町村との比較・実績について
- ・ マイクをもう少し大きく。うしろはききにくい。
- ・ 自治体のこれからを見すえ、新しい直接民主制のあり方を示す議論が期待されます。
- ・ なぜ当初定員10名だったのか？市議の傍聴も多く、一般市民の参加をないがしろにしたと思われるけれども仕方ない。ネット中継をなぜ行わないのか。中継が入ると自由闊達な意見や助言が出ない恐れがあるとの理由は理由にならない！何か聴かせたくないことがあるのか？と疑問に思う声がある。次回からの導入を求める。
- ・ まだ入口の段階だが、対象事項のイメージをもった方が議論が具体的にやりやすいのかもしれない。意見表明にすぎないからと、市の権限外のことを対象にした場合に、外国人の意見が国政にまでおよぶことになる、という考えがあることについて、具体的に思い浮かばない。どういう内容を想定しているのか、知りたい。
- ・ 外国籍の方に対するヘイトの主張や、外国籍の方が大勢引っ越してくるなどのデマなどには、全く賛成できません。それとは別にして。今日の話し合いにもあったように、武蔵野市内に常設型住民投票が必要になりそうな具体的な案件は思い浮かばない。どうしても議論が抽象的理想的になってしまう。委員や事務局の指摘の通りだと思います。論点整理はしっかりとした上で、住民

投票条例は塩漬けにして、戸棚にしまっておいてよいのではないかと思います。市内にはもっと差し迫った案件がたくさんあります。子どもの困難への対応や、引きこもり、超高齢化への対応など、市民の日々の暮らしをよくするために、市役所のエネルギーを使って欲しいです。

- ・ 地方自治法 14 条で、条例は法令の範囲内かつ 2 条 2 項の事務の範囲内と定めあり。我々武蔵野市住民は都民であり国民。市外に関わる施策は都や国の範疇。市が市域外の事項を住民投票事項にすることは同法 14 条に反するし混乱の火種になるので迷惑。やめてほしい。前回住民投票条例案 4 条は混乱の元凶だった。市職員に対しては一体何が目的だったのかと不信感しかありません。
- ・ 市民に聞かれては困る話をするのでなければ、オンライン傍聴も可能にしてください。
あと、傍聴に来る市議がたくさんいて、そのために部屋が密になるのは、市民として納得できません。別室を用意するなり、工夫してください。
- ・ 自治基本条例逐条解説の P22 の表の投票権者は以下の記載あり。「公職選挙法上の有権者に準ずる。外国籍住民を含むかどうかは住民投票条例制定の際に検討。」なお、地域の安全性確保のためにも公選法 11 条にある欠格事由については適用すべきと考える。前回否決された条例案 26 条(住民投票条例運動における禁止事項)には、公選法 138 条に規定された戸別訪問の禁止ルールがすっぽり抜け落ちていたが、前回条例騒動時の 2021 年 12 月の吉祥寺駅前での極左暴力集団のような徒党を組んだ不審者が女性への傷害事件まで惹起した現実を考慮に入れ、市役所職員方には、地域住民の安全な暮らしを守る視点を入れていただきたい。学識者方にも学者としての“面白さ”の為ではなく、地域住民の安全な暮らしについて十分に配慮した有識者懇談会の議論をお願いしたい。よろしく願います。
- ・ 1. 《住民投票条例を考える会》が提出し、市議会が採択した「住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情」について言及しながら、採択された陳情を資料に含めていなかったのは何故か。この陳情には多数の署名が付されていたことにも言及されていない(正確な受理数は、市民か否かも含めて議会事務局に確認すれば分かるはず)。また、資料に示された「考え方が必要な論点」には、投票運動における戸別訪問の是非など足りない点がある。有識者に対する情報提供の在り方として如何か。特定の方向に議論を誘導しようとする事務局の姿勢が窺える。
2. そうした事務局による恣意的な情報提供ゆえか、委員の一人が「市内の反対ではなく市外の反対がポツと出て議論が触発された。保守的な人たちの影響を色濃く受けてしまったという印象だ」と述べた。委員は武蔵野市内に在住と仰っていたが、《住民投票条例を考える会》の代表も武蔵野市民であり、先にも述べた通り、数多くの市民の方々が署名されているという事実を御存じないようだ。明らかに事実誤認であるから、委員に事実を知らせ、発言を訂正するよう促されたい。
このような不十分な情報提供、加えて、委員の事実誤認を放置したまま、議論を重ねていくことに重大な懸念を持った。
《住民投票条例を考える会》の代表など条例案の内容に懸念を有する住民から、ヒアリングを行うなど丁寧な論点整理を行うようお願いしたい。
- ・ 資料 1 の有識者懇談会設置要綱の公布日はいつか? 公布の方法は市 HP ですか? 公布→施行の手順は適法に踏んでいるのですか? 市の例規類集? 要綱集には 7/4 現在、掲載されていません。手続きに瑕疵が無いのか教えて下さい。

- ・ 動画等での公開を求めます。
- ・ 自治基本条例時から10年も経過していないが、市長も代わり市の方針も、世の中の情勢も大きくかわっている。今の世情にあった十分な議論をし尽くされたとは思えず、自治基本条例から修正していくべきではないかと考える。よって住民投票条例についても今作る時期ではないと感じる。
- ・ 懇談会の告知が分かりにくい。傍聴できる人数も最初の設定が少なすぎて、傍聴しないでほしいのかと感じた。
- ・ 告知も周知も全く足りていない点は前回と変わっていない。市民からの声でサテライト会場を設置したようだが、なぜネットで配信しないのか。
- ・ 平日夜の開催で、一般市民は市役所まで行ける人は多くはないのに、ネットで何処からでも傍聴できるようにしない理由は何なのか知りたい。
- ・ 論点整理のために予算が付いているが、委員の報酬17,000円は妥当なのか疑問。
- ・ 委員の反対していた人たちは市外の人という印象操作は許されないもので大問題ではないか？ そのような誘導をする方は委員にふさわしくなく至急辞められるべきである
- ・ オンライン配信を行って欲しい
- ・ 委員の誘導的な間違った話などを修正したり、住民の生の想いを委員に届ける手段が欲しい。
- ・ このアンケートだけでなく、市民の意見を随時受け付けて下さい。
- ・ 自分は「市民発議・常設型の住民投票制度設置には賛成」「今回の条例案には（大）反対。特にその制定過程の市長の態度・発言等には大いに疑問」の立場です。その前提で以下申し上げます。そもそも何のための住民投票条例なのか、先生方の問いに対しての事務局としてのご回答も、（大変に恐縮なものいいですが）要領を得ていなかったかと存じます。ここを明確に定義しないと、また「アンケート・パブコメ説」～「広義の参政権説」で話がブレ、制度設計や、それに基づく条例案の議論で、本質ではない混乱を再度招くと思います。

そこ（＝何のため？）を先生方にもくみ取っていただくべく、「武蔵野市の市民自治の歴史」「自治基本条例（や住民投票条例）の制定過程」等のご説明を初回で頂いたと思いますし、また事務局方として19条の位置づけにかなり踏み込んで（趣旨はふまえるが、常設型の意義を含めて再度議論する、というのは、事務局方として張れる最大限の議論スコープかと存じます）対応されているのは理解できるのですが、やはりその大元となる、「市民自治を（住民投票制度で）どのように前進させたいか」の部分は、（最終的な落としどころを頭の隅におきつつ）事務局でその方向感を示し、それと対比していく形で、常設型・市民発議型のメリデメの検証や、制度概要の議論をしていく（場合によってはその方向感と相いれない有識者の見解にはプレッシャーをかけていく（コントロールをしていく）、くらいの対応でないと、意味のある報告案をなさないのではないかと懸念します。

以下私見ですが、当市の市民自治の歴史や、今回の条例制定にいたる長い経緯を踏まえて、決して制定の目的は「アンケートみたいなもの」「パブコメみたいなもの」ではなく、「市民が地方自治に対してより直接的に権利を得ると同時に責任を引き受け、市民自治の最大当事者としての役割を果たすこと（そのための住民投票制度）」だと存じています。

外国人投票権を通すために、ここの部分を矮小化して説明したくなる（例：市長「アンケートみ

たいなもの」、米山氏「住民サービス」)のもわかりますが、逆に「そんな無駄なことのために」との議論を招きますし、自分としてもそんな矮小化された制度のために、この議論をしているものではない、と信じております。(なので、委員の、パブコメ説・大げさにしない説は、参政権との関係整理の観点ではそういう構成にしたくなるのも理解できるのですが、それが議論の本筋になったり、あるいは何かを通すための方便になると、議論の混乱につながるかと考えています) 次回会合で常設型の意義を議論する、といったときに、「アンケートをとりたい(パブコメ募集したい)」のか、「市民自治を一層推進したい」のかで、議論内容は全く内容はことなってくる(メリデメの整理から、常設型以外の他制度との比較まで、すべての議論の前提がぶれてしまう)と思います。

逆に、「市民自治を一層推進したい」「市民が当事者としての権利・責任を引き受ける形にしたい」(←これはあくまでも私見なので、過去の議論ふまえた事務局としての別のお考えがあれば、なんでもいいです)といった方向が明確であれば、そういった議論の発散は防げると思います。仮に自分が仮置きした目的を前提にすれば、「市民の権利・責任を明確化する(→市民限定発議にし、市長・議会の干渉を極力排除する)」「実効性をもたせるべく成立要件(署名数)は引き下げる」「憲法・法律の許す限りで拘束力を明示する」等になるかと思えますし、逆に、「市民自治のツールとして、あくまで地方自治の範囲内で実現しうることのみを対象とする(「範囲内」の判断に絶対に市長は介入せず、何らかの独立的な方法で担保する)」「その結果、「国政課題に外国人が」という懸念を回避でき、外国人投票権についてもより前向きに検討できる」等になるかと存じます

また、この方向で議論をすすめることで、そもそもの「(常設型)住民投票制度であることの意義」も明確化できるかと考えています(アンケート論、パブコメ論を認めた瞬間に、「なら住民投票は不要」となり、瓦解します)

(以下、全く別観点のコメントです)

先だっの大混乱のなかで、条例推進・賛成派(市長だったか?)から、「武蔵野市は外国人が少ないから、心配に及ばない」といった議論がなされたかと記憶しています。もし事務局のご見解、ご意見であれば恐縮ですが、「最低・最悪」の論理構成かと存じました。武蔵野市だから特殊的に実現可能な条例を作りたいわけではなく、全国(あるいはもっと広い視野でもしかるべきだと存じます)自治体に範たる条例であって欲しいと考えています。川口市や大泉町であっても、理解を得られるような条例案でなければならないと思います

大変に残念な話ではありますが、本来は条例に十分に理解・賛成をうる市民の多くも、現市長のスタンス・態度・発言等への懸念から、条例慎重派、反対派になっている状況が見受けられます。もし現体制でも一定の議論の前進を求められているのであれば、上記の制度目的との整合もさることながら、より現実的な戦術としても、市長の関与・判断は少ない制度設計とした方が、理解はえられやすいかと存じます。このような当市特殊事情を本来は普遍的意義をもつべき条例案に反映させてはいけないと思うのですが、市民自治推進(=市民限定発議)という観点では結果的に市場の関与を制限することは制度設計上は整合するかと存じますので、今後の検討のご参考にしていただければと存じます。

(補足：私が前条例に大反対をした理由)

外国人投票権への議論があまりにも稚拙だったから

条例に拘束性をどこまでもたせるか、の説明が、外国人投票権に引きずられて2転、3転したから（「実質的な拘束力」～「ただのアンケート」まで）

反対派、慎重派の正当な懸念表明までも、「差別主義」「ヘイトスピーチ」等のレッテルをはる市長や一部勢力への恐怖

⇒本来は市民自治を推進するための住民投票条例を、イデオロギーの踏み絵のように取り扱い、市に分断をもたらし、混乱の原因をつくった現市長のスタンスを、今後も私は許すことはないと思います。何らかの案ができたとしても、現市長が交代しない限りは、全て反対するつもりです。おそらく別の市長のもとであれば、「対象事項」と「投票資格者」の組み合わせを心配しながらも、賛成をしていたと思います。逆に反対をする以上は、単に個人で意見をもつてもしょうがないので、同じ懸念をもつ市民一同で、直前数週間は相当の反対活動（具体的には、有志一同での本多議員、宮代議員への働きかけ）をいたしました。自分一人で、とは申しませんが、本来はニュートラル層であった市民からの懸念・反発が、最終的な各議員（特に中間層）の結論につながった、そういう意味では、現市長の発言・態度・スタンスが、廃案の最大の原因だったと理解しています。

最後に、今回の懇談会を傍聴しまして、一番感銘を受けましたのが、事務局によるニュートラルな経緯説明と、論点整理でした。大変に残念な経緯で議論が混乱していますし、その混乱が続く中で議論をあずかるお立場としてのご苦労は察するにあまりあるものがありますが、よりよい制度に向けて誠実にご議論をされようとする現執行部のご方針に、一市民として微力ではありますが最大限の応援をさせて頂ければと存じます。

以上、長文大変に失礼いたしました。残りの懇談会や、それを踏まえた議論につきましても、大変に楽しみにしております。

- ・自治体のスタンスとしては、憲法、法律に基づかなくとも良い、と言い放つ委員がいた。どのようにこの委員を選定したのか。総合政策部企画調整課は、市民に対してわかりやすく説明していただきたい。総合政策部は武蔵野市をどうするつもりなのか？
- ・憲法、地方自治法は守っていただきたい。
- ・市の総合政策部には、地域の安全面に責任ある対応を望む。
- ・住民投票については、広義の外国人参政権であると問題視されたが、そもそもは本市の市民参加と協働の歴史の延長線上に自然に出てきた議論であり、議会や首長も市民の声を無視してはならない、という大前提があったと思う。事務局は恣意的ではなく、フラットに丁寧に意見を聞いていきたいという姿勢が感じられた。先生方も結論ありきではなく、それぞれの専門性を持ち寄って、これまでに見落としていたような議論もされそうで期待ができると感じた。
- ・有識者の方々のご専門の見地から、廃案となった条例の制度設計の問題点を洗い出していただけに期待しています。一方で、自治基本条例懇談会委員による「反対意見は市外からのもので、保守の影響を受けた」との事実に則さない発言は、極めて感情的恣意的な発言であり、看過できません。謝罪と撤回をなさるべきかと思います。
- ・投票権者は、公選法上の有権者と合わせることが国民主権を守り制度を安定させるのではないか。外国籍住民の意見聴取は、在留資格？在留期間、言語、宗教、文化や母国地域により置かれた立場

が多種多様であり、アンケートやパブコメの方が良いと思いました。武蔵野市には将来、外国籍住民を巻き込んだ混乱が生じた場合の事態対応能力はない。無責任な対応は控えるべき。

- 1) 本日提出された資料には、「自治基本条例」第19条の条文は提示されていましたが、肝心の「自治基本条例逐条解説」第2章第5節「住民投票」の記述については、紹介がなく無視されていましたが、なぜでしょうか？少なくとも、「武蔵野市自治基本条例に関する懇談会」でコンセンサスのえられた事柄と、拙速に結論は出さず、あらためて議論を重ねて結論を導くべき事柄が、しっかりと書き分けられ明示されていたことを、軽視する理由が分かりません。
- 2) 憲法学専門の委員から、(あくまで比喻だとは思いますが) レファレンダムをパブリック・コメントのような位置づけで用いる・・・というお話が出ていましたが、そのような議論が、「憲法学」ではなされているのでしょうか？

「パブリック・コメント」の制度目的および政治プロセス上の位置づけを踏まえれば、「提示された選択肢の中から一つの選択肢を選び投票」するシステムを、パブ・コメ制度の一種として論じることが、なぜできるのか？正直申し上げて、よく分かりませんでした。

可能性としては、Deliberative Democracy の一つの手法である Deliberative Polling を想起されての問題提起であったのかもしれませんが、しかし、そうであるならば、政治過程における位置づけと制度目的が、「パブリック・コメント」とは明らかに異なります。

いずれにしても、「武蔵野市自治基本条例に関する懇談会」では、『常設型』の住民投票制度をなぜ採用するのか」という問題意識を最も大切にされていたのは、座長ご自身であり、であるからこそ、あれほどの長い時間と労力をかけて丁寧に論点をあぶり出し、拙速な結論を出すことはせず、あらためて条例を策定する作業の中でひとつひとつの論点を慎重に検討するよう、議論を主導されたわけです。今回の懇談会には、自治基本条例に関する懇談会のメンバーであった方がおられますので、そのことを、よくご存知のはずですが、本日のご発言内容は、私の理解とは異なるものでした。コロナ禍の影響もあるのでしょうか、人間の記憶というのは、うつろいやすいものなのかも・・・しれませんね。

- 自治基本条例に関わった先生の意思が、住民投票条例案では反映されていなかったと思われるし、現在もその恐れが感じられます。有識者の方々には、偏ることなく、住民投票条例の必要性から考えて頂きたい。なお、住民投票条例に貴重な税金や市の職員のリソースを投入するのではなく、災害危機に強い街づくり、武蔵野市の活性化、水道一元化などの一日も早く前に進めなくてはならない事業があります。松下市長には、市長の左翼的思想の実現を最優先にするのではなく、市民の生活を後回しにすることない市政運営をお願いしたい。武蔵野市は松下市長のものではありません。

※文字及び文章はできる限りアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。

また、委員名については削除しています。